

MUSIC BLUE TAKAMATSU 実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、MUSIC BLUE TAKAMATSU 実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「街角から音楽があふれるアート・シティ高松」を目指すとともに、サポート高松や中央商店街などの賑わいづくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 様々な音楽イベントの企画、準備、実施その他の事業
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 実行委員会は、次に掲げる関係機関で組織する。

- (1) 高松市
- (2) シンボルタワー開発株式会社
- (3) 四国旅客鉄道株式会社
- (4) 四国電力株式会社
- (5) 株式会社百十四銀行
- (6) 一般社団法人 街角に音楽を@香川
- (7) その他実行委員会が承認した団体等

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 実行委員会の会議は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第9条 会議は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他実行委員会の事業に関する重要な事項

(会計)

第10条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務局は、一般社団法人 街角に音楽を@香川に置く。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和4年7月5日から施行する。